

行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会第5回会議（概要）について

1 日 時 平成21年4月30日（木）11：00～12：30

2 会 場 府公館 第5会議室

3 出席者 高木光委員（座長）、上村多恵子委員、太田貴美委員、丘眞奈美委員、佐藤満委員、土山希美枝委員、吉田秀子委員
高嶋政策企画部長、山田政策企画部副部長ほか

4 主な議論テーマ及び発言要旨

（議論テーマ）○第1回～第4回会議の議論を踏まえ

（1）京都府の行政運営の基本理念・原則となる条例のあり方の検討・整理

（発言要旨）

（土山委員）

- ・ 社会の目指す姿や行政運営の方向性が示されているが、その間に、社会における行政の役割のあり方を入れていくべきではないか。府のあるべき役割の方向性が示されることによって、条例のあり方がより明確になるものと考える。
- ・ それは、市町村、府民等との関係において、府の役割をどのように明らかにするかということだと思う。例えば住民との良い関係や自主・自立的な自治体運営のために何が必要かという方向性を示すことではないか。

（高木座長）

- ・ 自助、互助、公助のあり方についても議論を重ねてきたが、行政ではなく公的な役割を果たす主体、例えば民間公共活動等との関係をどう規定するかは、重要な課題である。
- ・ その関係で、府の役割を考えた場合にどのようにイメージされるか。

（土山委員）

- ・ ひとつは、つなぐということではないかと考える。基礎自治体が、最も住民に近い存在として行政の一次的な役割を担っているが、府としては、基礎自治体間や広域での役割といったもので、インフルエンザなど広い機動性が必要な対応、市町村との連携、さらに市町村間の調整等、特に国の方向性が不明確になっている中で、府の行政運営のアイデンティティが求められる。
- ・ さらには、基礎自治体の多様な施策、環境や農業等の取組、行政とNPO等との連携による良い事例などを府域内に拡大していく役割も大切だと考える。

（高木座長）

- ・ つなぐというと、地域的に近いところから、より広いところへ順番につないでいくといったイメージが強かつたが、それだけでなく、府民を直接つなぐ役割を府が果たしていくことも踏まえる必要があるという方向か。

(太田委員)

- ・ 民間の公共活動との連携は市町村も直接行っているし、府を越えて国ともやりとりする関係がある。一方的な方向性でなく、両方向の関係がより現状にあった形ではないか。

(高木座長)

- ・ 自己決定、自己責任という住民に近いところを強める一方で、広域的な機能の必要性も考慮する必要が考えられる。また、ユニバーサルや共生の視点と地域の絆・結びつきといった関係についてはどうか。

(佐藤委員)

- ・ 条例の基本的なイメージは大枠を示したものとして、敢えて主語を府（府庁）に特定せず住民も含めたものとし、さらに対象となる客体も特定しないこととした上で、議論を進め、その進捗にあわせて、具体的に動かす制度などの規定を盛り込んでいく方向になっていくイメージで考えている。
- ・ 理念で府がこういうものだということを固めていけば、これに沿って公共活動などに係るつなぎの部分や広域的な運営の原則等を示していくことができるのではないか。

(上村委員)

- ・ どちらかといえば、現在の国と府との関係やガバナンスの姿というより、次のガバナンスのあり方に持つて行く布石となる、つながっていくものを盛り込むことを前提に条例がイメージされていることは理解できるが、今の行政システムとの関係で見ると、民間の公共活動が大きくなりすぎる印象を受けるなど、若干齟齬があるように感じる。

(吉田委員)

- ・ 府も国も同じ行政であることに変わらないが、自由な民間の活動との連携や、参加、参画と協働を進める点を考えた場合に、行政の役割との接点がある部分でどう民間の力を生かしていくかという視点は大切だと思う。
- ・ 参画・協働の形全体を一見できるよう表すことは難しいが、こうした参画・協働の関係は大事にしたいし、もっと小さな地域やコミュニティにおいてもこの関係は当てはまるものだと考えている。

(高木座長)

- ・ 公益的な活動がなければ社会としては成り立たないが、これまででは、行政がその担い手として独占してきたことに対して、行政の方から民間の公共活動を認めて、行政はいかにあるべきかということを考えるようになったということであり、重要な変化である。

(上村委員)

- ・ 現在は、行政主導である意味では上から施策が降りてくる形で進められているというイメージがあるのに対して、次の自治は、住民が積み上げていく形にしていくという方向性であることであり、対比的に示すなどの工夫でより明確化できるのではないかと思う。

(佐藤委員)

- ・ 条例によって、京都府が発信していこうとする新しい公のイメージを出していこうということであり、その点は大切すべきところだと思う。

(丘委員)

- ・ 住民自治の充実のところで、自己決定による自主・自立的な自治、地域づくりを進めるという方向性は、府民の立場から見ると何か突き放される印象もあると思う。

- ・ 府民の自主性は生かしながら、将来のビジョンを示すという役割、特にこれからは危機が発生した際の府のシステム、府民にとって頼りがいがある府政といったものを強く示す必要があるのではないか。

(太田委員)

- ・ 危機に頼れる府の存在というのは大切な方向性として考えられる。災害対策などにおいて、府の存在感を打ち出すということはよい機会になる。
- ・ 地元の我々ができるところはやっていくが、力量的に対応ができない部分についてはがっちりと府が引き受けてくれる。それが縛にもつながり、やるべきことは、自分たちでやろうという気持ちも起こるのではないか。

(高木座長)

- ・ 国は、地方に押しつけようという姿勢が明らかで、そういった役割を果たすことはできないから、府に最後の砦という存在になってほしいという声は理解できる。

(太田委員)

- ・ 市町村もやるべきことについては責任を果たすが、危機管理など大きな課題には府の機能が不可欠になる。
- ・ 行政の中でも、市町村のやるべきことと、府のそれとがゴチャゴチャした状況があり、そういった過渡期のようなところで、住民に近い市町村はシンプルな行政を基本に取り組んでいる。それぞれの担う役割を明確にしていく方向性は必要だと考える。

(丘委員)

- ・ 各主体との協働のあり方については、しっかり議論して示す必要があるのだろうと思う。府民として自分たちが公的な役割を担うために一歩を踏み出す際に、方向性があることが大切だと思うが、まだ少し、その点が明確になっていない印象がある。

(佐藤委員)

- ・ やさしい行政という理念が示されていると思うが、そうしたやわらかな用語の背景には、それぞれの役割や機能をあまりに明確に規定しすぎると、地方分権にやや逆行するという印象を与えるといったこともあるのではないか。
- ・ 条例としては、府民のやろうとする公共的な取組を促し、支えていく気概は明確に持つが、指図をするのではなく、自主性に任せるという方向なのだろう。

(上村委員)

- ・ 自主的で、自立していくという方向性を示すとともに、共生の視点、支え合う共同体としてのあり方を示して、まとめていく視点が必要になるのではないかと考える。

(議論テーマ) ○第1回～第4回会議の議論を踏まえ

(2) 京都府の行政運営の基本理念・原則となる条例の必要性等の検討・整理

(発言要旨)

(高木座長)

- ・ 条例の必要性についての考え方については、前回までの議論を通じて概ね固まってきたという印象を持っている。条例の効果については、未だこれから、府民の方々との交流なども踏まえてやっていかないと、具体的には何とも言えないところかと思う。

(太田委員)

- この部分については、大勢の府民の皆さんに理解していただかなくてはならないところだから、明確にしておく必要があると認識している。

(佐藤委員)

- 今後の議論の中心となるものとして、必要性は整理が必要になっていくところだと思うが、実効性をどこまで求め、具体化していくかといったところは、やや尚早かという印象を受ける。

(土山委員)

- この会議の中ではまとまってきたが、いろいろな府民の皆さんとの意見交換を通じて共通の認識として確認していくことになると思う。

(丘委員)

- 現在の社会情勢など、社会的な危機に面しているところほど、必要性についての実感が高まっていくと感じる。

(上村委員)

- 府民との意見交換の過程で、この条例によって府の社会が良くなっていくのだという雰囲気を醸成していくことも大切だと思う。少なくとも今よりはもっと住みやすくなるなど、抽象的でもそういった前向きな姿勢が必要ではないか。

(佐藤委員)

- 地域づくりなどの現場で、府民の皆さんがそれぞれ取り組んでいることがさらにやりやすく、生かされるようになっていくという認識を共有することだと思う。
- 国ははっきり、そういったところから手を引こうとしている中で、府は、しっかりとやっていくといった明確な意思を示していくことだと考える。

(協議・確認事項) ○条例検討に係る当面のスケジュールについて
○府民の参画と意見交換を進める取組について

(発言要旨)

(土山委員)

- 検討や意見交換を進めていく際にも、たたき台というものが非常に大切になるため、より幅広く府民や有識者の意見を踏まえていくよう、配慮していくことが必要だと考える。

京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会第5回会議 議事録

平成21年4月30日（木）
府公館 第5会議室

内藤企画総務課長 それでは、ただいまから京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会の第5回目の会議を開催させていただきます。

本日は、中山委員は臨時の市議会が開催されることになりまして御欠席というふうに御報告を受けております。また、廣瀬委員は御都合により御欠席でございますので、御報告をさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、新年度第1回目ということもございますので、高嶋政策企画部長のほうから御挨拶を申し上げます。

高嶋政策企画部長 おはようございます。高嶋でございます。

本当にいつもお忙しい中お願いをして、申しわけございません。

先に4月1日付けの人事異動がございまして、行政の常として異動を行いましたので、新任理事者を御紹介申し上げたいと思います。

（事務局紹介）

それから、本当に今回からだんだん議論を煮詰めていただきまして、後ほど御説明申し上げますけれども、府民の皆様と交流会を開催するとか、いろいろ条例のあり方について少し具体化を今後お願いしていくことになろうかと思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

私個人の感想ですけれども、今日の資料も委員の皆様方からいただいた御意見を列挙はしておりますけれども、系統的にどうこうというところまではまだまだ至っていないと思いますが、余り事務局が無理やり整理をするのはよろしくないということで、少しまだ整理ができていないというか、していないというところもございます。そういうところはひとつお許しをいただきまして、さらに忌憚のない意見をちょうだいいただければありがたいと思います。

それから、これはちょっと別件でございますけれども、御承知のとおり新型インフルエンザの問題が少し出てきております。我々も知事をトップといたします対策本部を28日に立ち上げました。現在はWHOがフェーズ5ということで海外での発生の段階ということにされておりますけれども、これは行政としてこういうときに万全の体制、町長さんも本当にいろいろお気を遣っておられることだと思いますが、市町村の皆様と御一緒に先頭に立って頑張っていかなければいけない、このように思っているところでございます。詳しいことは申し上げませんけれども、もちろん空港でいろんな対策をとっていただいたらはまずやっていただいておりますけれども、我々はそういうおそれのある方、心配な方の御相談に冷静に科学的に対処して、我々も対処しますし、府民、国民の皆さんにも動いていただくということが大事だと思っております。特にそういうおそれのある方が、万一の場合すぐ病院に行っていただきますとさらに感染が広がる、ほかのインフルエンザでも一緒でございまして、そういう相談センターというものを保健所に設けたり、いろんな対応を

いたしております。また、府のホームページでもそういう最新の情報をお伝えしておりますので、各界のオピニオンリーダーでいらっしゃいます委員の皆様方にも御理解いただきまして、また府民の皆様が冷静に対応いただけの一助をお願いできればありがたいと思っております。

ちょっと別件を申し上げましたけれども、そういうことでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

内藤企画総務課長 それでは早速ではありますけれども、本日の議題に入らせていただきたいと思います。

座長は、設置要綱の規定により高木委員にお願いをいたします。

高木座長 それでは、今回5回目になりますけれども、まず資料の5を御覧いただけますでしょうか。こちらの全体会議でこれまで4回議論をしてまいりまして、本日が5回目ということでございます。それで、スケジュールとしましては、6月の下旬に第6回の会議をして、そこである程度中間まとめ的なことをする。それを踏まえて、先ほど部長から指摘がありましたように府民交流会等の動きを交えて、さらに具体化していくということでございます。この全体会議でこれまで議論してきたものを本日で一応のまとめといいますか、論議を残したようなところについて議論をより詰めていくというのが本日の課題であろうかと思います。理念ですとか基本原則、それから盛り込むべき項目などについての議論はこれまでもしてきたところでございますけれども、本日はそのおさらいと補いをするということでございます。

議論すべきポイントにつきましては、資料2というところにA3の1枚紙の表を用意していただいておりますので、この一番上にありますユニバーサルの視点、それからあとは行政の視点、ある程度中身、哲学、理念にかかわる部分を掲げて、それを実現するためにどのような基本原則を条例に盛り込むべきかということでこれまで議論をしてきたということでございます。

前回、2月2日に会議をして、いろんな御意見をいただきまして、それについては本日配っていただいている資料1のところで主要な発言についての要旨が整理されているところでございます。

少し時間もたちましたし、私自身も忘れているところがたくさんございますので、おさらいをかねて、ちょっと事務局のほうから資料の御説明をいただいて、それを受けて議論してまいりたいと思いますが、よろしうござりますでしょうか。申しわけございません。よろしくお願ひします。

内藤企画総務課長 資料2、縦長のA3のものでございますけれども、それを御覧いただけますでしょうか。今まで4回の議論をしていただいたわけございますけれども、そこでお出しeidいた意見をもとにいたしまして、大まかな条例のイメージといったようなペーパーを作つてみました。もちろんすべての意見がこれに集約されているわけでもございませんし、抜け落ちているもの、あるいは少し足しすぎているもの等もあるかと思いますけれども、一応イメージをつかんでいただくという意味で作らせていただいたペーパーでございますので、御了解いただきたいと思います。

イメージでございますけれども、大きく分けて3つのものに分けておりまして、理念、基本原則、一番最後が行政の主体、この3つの部分に分けさせていただいております。

まず理念でございますけれども、真ん中の楕円形のところにまず府民と共に目指す地域社会の姿みたいなものを書かせていただいております。府民一人ひとりが共通の価値観とか相互理解を通じて絆・結びつきにより共に支え合うという社会を目指すというものであります。それを実現するために、府民の自己決定・自己責任を基本とした自主的・自立的なまちづくりが必要でありますし、またそれを支えていく行政が要るということでございまして、まさしく住民自治を充実していくことになるのではないかということであります。これを進めていく視点として2つ上げております、一つがユニバーサルの視点でございます。これは府民一人ひとりが尊重される。それからその意思に基づいていろんな方法で参画することができる。能力や個性を発揮でき、それが生かされる。そういうた社会的な障壁が感じられない、感じさせない行政が必要であるという視点でございます。もう一つが、「和」・共生の視点というものでございまして、人と環境、それから人と人、そういった共生の関係をもとにして、多様性を受け入れて共に支え合う、あるいはつながりや一体感のある地域づくりを支援し、広げていく、そういう行政運営ができないかという視点でございます。

そういうたものを支えていく基本原則として、真ん中に8本の柱を挙げております。これも順番が示されているものではございませんので、こういった基本原則があるのではないかという形で見ていただきたいと思っております。住民の参加と協働、あるいは住民によく見える行政、府民・地域がそれぞれ生かされる行政、一人ひとりを支える優しい行政運営、下にまいりまして、将来ビジョンを示し府民をリードする行政、また左の3つにつきましては共通の原則になるかと思いますけれども、公平・公正でありますとか、市町村との連携・協力、あるいは主体的・自主的、そういうたものを柱として上げてはどうかということであります。

これらを実際に動かしていく主体でございますけれども、行政といたしましては京都府と府内の市町村、あるいは国とか他府県が連携協力の関係で進めてまいりますし、また、民間公共活動、これは新しい公共という形で言えるのかもしれませんけれども、そういうたものがございまして、自治会とか町内会といった地域の団体、あるいはNPOなどの民間の団体、それから大学とか企業、こういったさまざまな民間公共団体が行政と連携・協働しながら進めていくことになるのではないかということであります。また、こういった連携・協働がこれまでよりもさらに拡大していく方向にあるのではないかということであったかと思っております。

それから、資料3に条例のあり方ということで論点といいますか、検討をお願いしたいということを3つ挙げております。一つ目は、条例の形式とかコンセプトにかかる視点でございまして、資料3の1ページの点線の囲みのところで書いておりますような視点をいま一度御確認いただけないかということであります。一つは条例の書き方でございますけれども、京都らしい表現、「です。ます」調でありますとか、あるいは可能な限り優しい表現でありますとか、こういったものを使ってはどうかということです。二つ目は、基本条例ということでありますので、大きな枠組みだけを規定いたしまして、必要な事項のみに限定してはどうかといったような視点でございます。三つ目が、府民誰もが共有できる普遍的な事項を示してはどうかということで、余り総花的にならないようにするという視点でございます。四つ目が、参画とか協働による新しい自治のあり方を示してはどうかと

といったような視点でございます。五つ目が、先ほど御説明いたしました行政運営を進める視点ということで、ユニバーサルの視点でありますとか、「和」とか共生といった視点を盛り込んではどうかということでございます。さらに理解しやすいように、平易で明確な表現、例えば中学生でありますとか高校生でも理解できるような規定内容にする必要があるのではないかといったような視点でございます。さらに基本条例ございますので、行政運営全般にかかる最高規範としての位置付けが必要ではないかといった視点でございます。さらに行行政にかかるすべてのものが共有できるもの、条例の対象は特定しないようにすればどうかというような視点が意見として出ておったかというふうに思っております。こういった視点にさらに加えるべきものがあるのか、あるいはもう少し視点の中で整理をすべきものがあるのではないかといったようなことを御意見をいただければというふうに思っております。

それから、次の2ページ目でございますが、検討の②は、先ほどイメージで御説明したとおりでございます。

検討の③でございますけれども、理念とか基本原則を実現するために一定の実効性を確保する必要があるということで、それを担保する制度とか手続、そういった項目を条例にどこまで規定をしていくべきかという視点でございまして、そこに挙げておりますような条例の主体でありますとか範囲、あるいは各主体の責務とか権利、あるいは民間公共活動の位置付け、それから諸制度、手續として規定すべき事項、府行政の役割、府内市町村との連携、さらには最高規範性としての位置付け、そういったものがどこまでこの条例に盛り込んでいくべきかという項目になるかなというふうに考えておるところでございます。

大ざっぱにこの3つぐらいの視点、検討内容に基づいて御意見をいただければというふうに考えておるところでございます。よろしくお願いをいたします。

高木座長 ありがとうございました。それでは、それぞれのポイントについてはこれまで取り上げてまいりましたけれども、改めて各委員の方々から、この点についてもう少し強調したほうがいいとか、あるいはここについてはもう少し位置付けを変えたほうがいいのではないかとか、お気づきの点がありましたら、順不同で結構ですので御指摘いただけますでしょうか。

土山委員 露払いということで私のほうから。

今お話ししたところの、資料2でいいますと大きな図の上のほうの人と人との糸・結びつきによる豊かな社会というのと基本となる行政運営の理念というところの関係で、これまでの議論を入れていただいていると思うんですけども、恐らく社会がこうである、行政運営はこうしていくというもの間に、この社会の中で府の役割というのはこういうことだと我々は認識するということが入ったほうが府の基本条例としてのイメージが明確になるのじゃないかなというふうに思います。例えばこの市町村との連携協力による行政運営の下の基本原則を例えれば外していったときに、わりと大きめの自治体の基本条例イメージと重なるところがあろうかと思うんです。恐らく基礎自治体でもあります、府の役割はそこでは何か。こういう社会にあって、その中では市民もおられて、市町村もおられるという中で、そこでは府はこういう役割を果たすものだと認識する。その府のこういう役割を果たすためにはこういう基本方針、基本理念を持って進めていくべきであるというほうが、府としての理念をわかりやすく示すことになるのではないかというのが1点

思いました。

そうしますと、この資料3の基本条例の性格、コンセプトというところも、一番最後のところに府民とともに目指す社会の姿を書き、それに向かうべきあるべき行政の理念を中心にはげというところがあつて、これは社会とそれに向かうための理念と基本方向性ということで非常にいいと思うんですけれども、恐らく社会と行政の理念の間で、その中で京都府の果たすべき役割を明記しということが入ってくるのではないかと思います。それを踏まえて、例えば市民との関係、住民との関係、府民との関係をよりよい形に、今望まれている形に展開するために何が必要なのかですとか、自立的な行政運営のために何が必要なのかとか、そういったことがつながるようになるのではないかでしょうか。

以上です。

高木座長 今の点ですが、前回、自助・互助・公助というものを言ったときに、そもそも個々人がどこまでやるべきかという話で、あとどこから誰かに頼るという話が出てきたときに、いきなり行政が出てくるのかどうか、そこはどうもはっきりしないまま議論していたと思うんですね。それが一番最後にある民間公共活動、神奈川が作られた新しい言葉ですが、そこで議論していた、行政ではないんだけれども公的な役割を果たしているというものは現にあるんだけれども、それをどのように考えていくか、これは多分宿題であったかと思うんですけども、今の土山委員の御指摘は、これを何かの形で書く必要があるだろう。そうすれば、府がどういうことをしようとしていて、そしてそのためにどういうふうな仕組みを作ろうとしているかがよく見える、こういう御指摘だったと思うのですが、その中身の問題として、府が何をすべきかということについて何かイメージをお持ちですか。

土山委員 一つは明日の京都ビジョン懇話会でもちょっと出ていてびっくりしたんすけれども、つなぐということかなと思うんですね。2000年の分権改革の方向性は、補完性の原理が入っていますので、基本的には基礎自治体が地域の最も市民生活に近い政府である。そこで決めきれない、あるいは基礎自治体との間をつなぐ役割ですとか、例えばこのようなインフルエンザが起こったときには府域で、あるいは府からさらに広域でというふうなつながりになっていくわけですけれども、やはりそこでの機動性や市町村との緊密な連携ですか、市町村との間をつなぐ連携ですか、そういうところは府の非常に重要な役割だというふうに思うんです。特に国の方向性がなかなかこういう状況になってきますと府の役割というのはまずそこの意義が非常に大きくあるというふうに思うところです。当然府民との関係性については、これまで吉田委員やいろんな委員の方がおっしゃられてこられたようなつながりや、京都府という区域のアイデンティティーをどう築くとか、そういうことになっていくと思うんですけども、その部分は非常に大きな役目として認識していく必要があるのではないか。特に災害やこういった伝染病といったときの危機管理に関しては非常にまずそこのセーフティーネットで大きな役割を持っているなというふうに思っております。

もう一つは、例えば最近基礎自治体の間でもさまざまな政策、多様な政策に取り組んでおられるところが出てこられましたけれども、その先駆的な政策、例えば環境分野であるとか、農林分野であるとか、そういったところの先駆的な政策についても、その地域で共有していく。どこかの市町村さんや市民活動団体がされたよき事例、グッドプラクティ

スを拾い上げて、それを域内で共有していくようなこととかはやはり広範なネットワークがないとできないことですし、そのネットワークを府の中におさめておくのではなくて、より広く府民や市町村にも還元していくというつなぎ手の役目というのがすごく重要なってくるのではないかというふうに思っております。

高木座長 この点はいかがでしょうか。つながるというときに、一つのイメージは地域的に狭いところから順番につないでいくということだったわけですが、それだけではなくて、府民を直接つなぐような役割を府が果たすという場面もあるということでしょうか。

土山委員 そうですね、市町村同士の横の連携のときに何か果たせる役割があるのではないか。私が申し上げるより太田委員とか中山委員とかに聞いていただいたほうがいいと思うんですけれども、あるいは国とつながる部分の役割ですとか、あるいは府の中で活動されている民間の活動のところを焦点を当てて、ひょっとしたらここで取り組まれている事例がほかのところで取り組まれるともつといいことがあるかもしれませんというふうな。すみません、あんまり具体的に条文とか明確なものではないかもしませんけれども。

高木座長 いかがでしょうか、イメージとして。

太田委員 イメージとして資料2に出されている一番下のところでちょっと違和感を感じたのは、民間公共活動と行政という対比になっているんですけども、現実としては府内の市町村の中にも自治会があり、町内会があり、そういう民間の方たちとの協力体制があって、そしてそれが府へつながっているという形になるんですよね。描き方のイメージだけなんですけれども、そして市町村も府とも連携している。今までだったら府を通じて国へという形があったんですけども、今は直接市町村から国へという対等な立場になったという中で、こういう描き方というのは、何か新しい形としてはちょっと違うんじゃないかなという、何かそういう違和感があるんですよね。うまく言えないんですけども。

高木座長 この図はともかく府で書いているから、どうしても府が真ん中に来て、そこにつながりがというね。

太田委員 府が真ん中に来てもいいんですけども、こういう民間の人たちとの協力関係もあるけれども、市町村だってそういう関係があるので、これをまとめて一づくりにしてなっているんですけども、どう言つたらいいのかな。

土山委員 多分こういう多相性なんですよね、多元的というか、直接府民の方も市町村とかかわられているし、時には大きな団体なんかは国のほうにもかかわられたりしているということで。

高木座長 いろんなケースがあり得るわけですかね。

土山委員 そうですね。いろんな団体があって。

高嶋政策企画部長 違和感というより、ちょっと置き方がおかしいですね。

太田委員 置き方がおかしい。

高嶋政策企画部長 一つの丸と考えたらあれなんでしようけれども、こっちにつなげようというのはおかしいですね。

太田委員 別に上下関係なしに連携するのなら、矢印も一方向ではなくに両方向に来るべきでしょうし。

高木座長 亀の子状につながるというほうが多分実態には。

佐藤委員 二次元平面ですから、これ以上は難しいかなと。

太田委員 イメージとしては、ぱっと受けとるのがどうかなという感じがしたんですけども。

高木座長 あと府民の意思を尊重してという、自己決定・自己責任という言い回しが出てくるわけですが、そのときにそれが具体的に何をイメージしているか少し見にくいという点は前からも議論されていたわけで、府民の意思を尊重してということと、その次の自己決定・自己責任による自主・自立的な自治やまちづくりを優先する、ここにつながり。

佐藤委員 これは分節民主主義ですね。

高木座長 まず狭いところで決めてというのが見えるんですけれども、今御指摘の話はそうじやなくて、事柄によっては多分広域的にやったほうがいいものもあるだろいうことでしたね。

それから、この順番はいかがですか。ユニバーサルと「和」と共生というのがまず上にのっかっていて、その下に絆・結びつきによる豊かな社会というのがのっているのですが。

佐藤委員 土山先生の御指摘になったのは基本原則の上の右から二つぐらいのところと関連しているのかなとちょっと思いながら聞いたんですけども、条例を基本的なイメージを示すものにしよう、漠としたものにしようということで、主語を府庁とかにしないで、京都府という住民まで含めた漠とした共同体を想定して、条例の客体自体も限定しないでという議論から始めよう、そんな感じの議論ですよね。多分それだけではうまいこといかないから、個別のもうちちょっとオペレーションな話も入れないといけないだろう。そのつなぎの部分が要るだろうというお話だと思うんですね。だから、印象的には上の基本理念のところで京都府はこうだという話がうまいことできれば、具体的な入れるべき原則のところではつなぎとか、あるいは先駆的政策をうまく広げていくとか、コーディネーターの役割ですね。これらは基本原則の中で少し取り上げていく部分かなと思いますので、多分基本原則を語った後のところで、じゃ、全体の漠とした主体をはっきり特定しない府民や府庁や全部入れた京都府というものの中で府庁が果たすべき役割はこれこれと思う。そしてその原則はという形でつないでいく話かなというふうに私には聞こえたんですけれども。

上村委員 今のことに関連してですけれども、私も今回で第5回ということで、条例を何のために作るのか、どういう背景の中で作るのかだんだん見えてきたところがあります。そういう意味で言えば、今現在のいわゆる国と都道府県の関係、市町村の関係というような、今現在の一つのバランスのあり方の中で考えるのではなく、多分この条例を各県含めて作っておきましょうという形でいろんなところが今作っておられる一つの基本は、次なる国家ガバナンスを持っていくための一つの布石として多分各都道府県が条例を作るなければいけないというような背景の中であるのだろうと思います。ですので、今現在のガバナンスでいうとつなぎになるのかもしれませんし、今の国と都道府県の持っている役割と機能のところのことを多分土山先生はおっしゃっていると思うんですが、そこで考えるではなく、もうちょっと逆に未来性の中で考えざるを得ないと思います。私もこの下の図を見たときに、最初国だとか他府県だとか、もう少し広域的な行政区割り、道州制含めていろいろ出てきますけれども、そういったものから見ると、やけに民間公共活動が大きくなりまして、京都府の前面に出てきて、この文面も含めて、京都府で全部自己決定できるみたいな、逆に府民が見たら錯覚をしてしまうぐらいの、今現在の枠組みでいくと何

もかもが自己決定できたり、何もかもが自己責任であったり、こんな自主・自立的な自治というのを言われてもピンと来ないぐらいの書き方なんですけれども、しかしこういう条例を作つておくことの意味というのは、恐らく将来的にこういうふうに持つていきたい、要はこういった民間公共活動を大きくし、かつまた京都府の役割を今まで以上に国を離れてこれから的地方分権、地方主権の推進の中で進めていきたい。現在で考えるのではなく未来に作つていきたいということを一つ念頭に置きながらこういうものを作つておくというふうに考えないと、今現在のことを見て、ええつというふうな、全部齟齬があるじゃないかと思いますけれども、今のガバナンスとは全然違うような一つのイメージですから、しかしむしろこれを作つておかないと地方分権に持つていけないのだというようなことを一つ踏まえて考えていくしかないのかなというふうに思いますので、それにもこのイメージ図はもう少し書きかえたほうがいいと思います。そういうふうになったとしても、広域的なところとのかかわりはどんなふうになるのか、道州制をにらまないのか。そういう中で都道府県のあり方、そしてこういう民間公共活動をもう少し大きくしていくというのはわかるんですけども、それでもちょっとこの図では余りにも意図が先走りすぎて、非常に齟齬のイメージが強いのだろうと思います。

以上です。

高木座長 吉田委員、いかがでしょうか。

吉田委員 私もこういうふうな感じでというのを申し上げたような記憶があるんですけども、あくまでも府民にとったら京都府も、住んでいる市町村も、国も、同じ行政さんなんですね。そのくくりでいくと、府民の参加・参画と協働を考えたときに、民間の自由な公益活動があって、その一部が行政サービスなり行政の公益のところと結びついたところに連携とか協働があるのであろうという、その一部分を区切ったような形でこういうものを申し上げた記憶があるんですけども、この図は全体をあらわすものではないというのは確かにそうなんですけれども、府民の参加・参画と協働を考えたときには、自由な部分と接点を共有しながら、協働して市民より個別の市民サービスといいますか、公益活動に行くような協働がすごい大切だと思っていまして、市町村さんといくと多分この横が、私は宇治市ですから宇治市になるわけで、京都府にもなりますし、そういう接点で参加・参画・協働というのを考えていくほうがわかりやすいなと思った一つの切り口ですね。全体をあらわすのではないのは確かにそうですね。

高木座長 宇治市の基本条例であれば、自治が京都府のところに置きかわる図になるということですか。

吉田委員 そうですね。これがもっと小さな中学校であれば中学校区も同じことになるという、切り取ったところですね。

高木座長 そのときに、やはり基本は民間であっても公共活動をまずやるというのがベースにあってですか。

吉田委員 そうですね。公益法人法も、あれはたしか民間の団体が公益活動をするという、それによって公益が増進するという形になっていますね。NPOのほうはもう少し明確にボランティアとかそういう市民が社会貢献活動をするのは公益に帰するであろうというような、公益が完全に市民型の公益、今までみたいな許認可で決められる公益活動ではなくて市民型の公益活動というか、ちょっと詳しくはわかりませんが、公益法人も多分民

間の自発的な公益というものを位置付けたような感じがするんですね。それで協働とか市民の参加・参画といったときに、その公益のとらえ方をちょっと分けてしまったような考え方ですので、ちょっと表現がまざいかもしれませんけれども。

高木座長 あるべき社会をイメージしたときに、当然公益的な活動がないと社会としては成り立たないわけですね。そのときに、昔の議論というのは公益というのは国家なり行政が独占していて、私たちはいいことをするのであるから権限をください、お金をくださいといって人々に君臨してきた。それに対するプロテストといいますか、そうじやないというのが最近特に強くなってきているというふうに考えると、重要な変化ですかね。行政のほうが民間の公共活動というのを正面から認めて、それを踏まえた上で、行政はいかにるべきかという発想をするようになった。これはお金がなくなったからというのが端的なことなんだけれども、それと地方分権といいますか、国で行われている非常に経済優先的なものの負の遺産といいますか、そういうものが強く意識されている。時代的にはそういうことかもしれませんね。

先ほど上村委員がおっしゃいましたように、現状からスタートするのではなくて、将来まさに豊かな社会を作るためには地方レベルで頑張るということが不可欠だ、こういうことですかね。

上村委員 ただ、この図は2つ描いて、現在は結構トップダウン的な一つの国、都道府県、市町村ということと、それから逆に将来的にはボトムズアップだというような、分かりやすいようにという意味においては何かそういう対比のほうが分かりやすいのかもしれませんね。

高木座長 理論モデルとしては、新藤先生が言われている下降型の現行法、それから改革のレーンとしての下から積み上げていくという二つが対立関係にあるというのが新藤理論ですけれども、見方によってはそれは同じことを裏から言っているだけで。

佐藤委員 僕らは村松モデルですから総動員モデルで、昔から全部一緒にやってきたという。

高木座長 実は横並びでお互いに影響してきたというモデルのほうが将来にはいいのかもしれないですね。ですから、新藤モデルというのは権力志向を裏返したもの、私から見るとそういう面があります。

佐藤委員 だけど上村さんのおっしゃっているのは、要するに京都府から発信する新しい公のイメージを出しましょうというお話でしょう。それはねらっていきたいなというの思いますね。

高木座長 それが他の都道府県でも共感が得られれば一つのうねりになるということですね。それと、これまでの議論というのは、京都らしさを出す条例を作るべきかどうかということも少し議論したんですけども、丘委員、いかがですか。この論点にかかわらず。

丘委員 住民自治の充実のところなんですけれども、自己決定による自主・自立的な自治、まちづくりを優先するということのあたりで、京都府民に語りかけるときに、自立を促すというものであるのか、それともいわゆる勝手にやったのを私たちが見ますよということで、ちょっと何か突き放した感じを受けないでもないなというふうな感覚をこのあたりから受けたんです。

それともう一つは、将来のビジョンを立てるときに、先ほども出ましたけれども、非常

に社会的な危機がこれからますます増えてくると思うんですけども、そのときに府としてそれぞれの対応をなさっているようですけれども、どういうシステムでどうなっていくのかというのがもう少し住民に分かるような形、いわゆるイメージとして住民から見て頼りがいがある府政みたいな、何かそういうものがもう少しこの中のパンチにあってもいいのかなど。それはひょっとしたらこの下の図の触り方かもしれません。

高木座長 これが根本問題として、だから。

太田委員 現実の問題として、今日あたりでも豚インフルエンザがあるために町村会の会議がペケになったんですけども、やっぱりそういうときに我々の小さい町と府とのつながりというのはそこで今まで以上にぎゅっとつながりが出てくるわけですね。そういう危機にあったときに頼れる府というのは、市内よりも早く恐らく明日ぐらいの新聞の折り込みに丹後の保健所が出しているビラを京都府を通じて手配りできないので折り込みで入れると思うんですけども、そういうときに府の役割というか、やってもらっていることを打ち出すすごくいいチャンスだらうと思うんですけれどもね。何かそういう頼れるところなんだと今おっしゃったんですけども、そういう打ち出しができると。

高木座長 これは明日の京都のビジョン懇でも議論していたんですね。自立を促すという話と、それから一方では支援するとか。

太田委員 我々のできるところでの範囲は我々でしますけれども、それ以上にもし患者が発生したときにいろんな防具や何やら、すべてそういう施設を用意してということはできないわけですね。もう一つ現実として、与謝の海病院みたいなところで脳神経外科が丹後から一人も医者がいなくなったということになると、京都府のそういう病院でありながら、府立の病院でありながらその病院の中に脳神経外科に誰もおられない。よその施設を頼らなければならぬという現実があるわけですね。やっぱりそこが我々がしなければならないところはするけれども、我々でできないところは府ががっちりりますよというようなものがあらゆるところに見えてくれば、もっと紺が強くなるし、いろんな提言ができたり、また自分たちでやりなさいと言われることに対しては一生懸命やろうという気が起こるのではないかなど。そういう信頼関係が、やっぱりここはというところを押さえてほしいなと思います。

高木座長 分権前は国が最後の砦だったのが崩れたわけですね。国のほうがやっていけないから、地方でできることは地方でというキャッチフレーズで動いてきたときに、今度は都道府県レベルでどういう考えを持つつかですね。そのときに、最後の砦だからうちが頑張りますというふうに頼もししいモデルを書くのか、それともそうじゃなくて、市町村でできることは市町村でやってくださいねというふうに同じパターンになるのか。

太田委員 個々によってあると思いますけれども、最低の果たすべき役割はいろんなことがありますよというそういうものが、はっきり言えば危機管理の問題だとか特にそういうあたりですね。そのかわり、その後始末については各市町村でもいろんな形で協力しているわけですから、それは市町村がやるべき役割と府の役割というようなものを、今だんだんそれがごちゃごちゃになってしまっている、過渡期だからだと思うんです。先ほどおっしゃったようにこれから的新しい時代をしていく場合に、各市町村はものすごくシンプルにいろんな行政を仕掛けているんですね。今まであった広域圏のものをやめて、常のお互いのほかの事業でやっていこうとか、一部事務組合をなくしていこうとか、むし

ろ反対に広域的にやらなければならないようなことは会議を別に持つてやっていこうとか、今ちょうどそれぞれが合併したり、その中で矛盾が出てきたり、あるいは無駄が出てきたり、あるいはもう少し力を入れなければならぬようなところが出てきたり、そういう過渡期だと思うんですね。だからそういう中でだからこそ、今地方のすべき役割と京都府の役割と府民の役割というものをもう少し明確にして、何でもかんでも府に頼るというときではないと思います。

高木座長 ちょっと戻りますが、丘委員の御感触では、ここに書いてある自己決定・自己責任による自主・自立的な自治やまちづくりをするという書きぶりにすると、何となく府が引いているように感じられる。

丘委員 そんな印象がね。要はそこで協働のあり方というのをもう少し議論すべきなのか、それともそれをもっと議論した上で載せるべきなのか。いわゆる府民から見た場合、協働のやり方が分からぬ人はたくさんあると思うんですけども、その中で突き放されたのか、それとも自分でやって食いつく、言ってみたらボトムアップの方法論ですけれども、トップダウンではなくて、自分らが一步前に出るときにどうすべきかというのがまだちょっとぼやけた印象を受けるような気がするんですね。

佐藤委員 具体的にはなかなか書きにくい話ですよね。だから、例えば市民一人ひとりを支える優しい行政運営みたいな書き方をせざるを得ないのかなと。あんまり明確にここは府がやるぞと言われると、それはまた分権に逆行してそうな感じもするから、基本条例としては皆さんがやりたいと思うことを一生懸命やってください、それを支える気概はあるぞ、だけど、ああせえこうせえとは言わんぞ、そういう書き方になるんじゃないかなと思いますね。

上村委員 そのあたりはこの共に支え合うだとか、「和」・共生のところでちょっと補っていくということですね。いわゆる自主・自立というところは、これは一つの一大方針ですから、ここは一応バチっと打ち出して、しかし今おっしゃったもう少し共生しながら共に支え合うというようなところも補完しながら、そういった文面なりを項目的にも増やしていくって、そこで一人じゃないよ、みんなで行くんだよというような。突き放されたというような、丘委員がおっしゃったそういった気持ちになるというあたりと、それから自主・自立というのは非常に裏腹なところで難しいところではありますけれども、まずはバチっと自主・自立を言って、しかしながら共同体としてみんなで支え合うのだというのを別の共生の視点でしっかり打ち出していくということだと思います。

高木座長 土山委員が模式図を。

土山委員 多分こんな感じですよね。

太田委員 もうちょっと工夫が必要かもわからんけど、よくわかります。

佐藤委員 レイヤーで描いたというやつですね。

高木座長 市町村域、府域、府民、こういうふうに地域的に広がっていく。そしてそれを取り出して行政レベルだと市町村と府、国。

土山委員 相互の関係があって、いろんな連携の形がある中で。恐らくだから基本条例で考える範囲というのはことの関係を意識しながらもここをどうやっていくか、ここに連携を多くしていったり、この府域での主体の活動がより盛んになるようにどういうふうな役割を果たしていくかということなのかなと思って書いてみたんですけれども。

佐藤委員 これを前文にしちゃつたらいい。

上村委員 ただ、工夫としましては、今現在もこういう形なんですね。でもこの強弱をこれから変えていこうということなので、そういった意味では何かもう少し区域なり市町村なり府なりというところがもう少し、この図でいいんですけども、この図の中での強弱というのは要ると思うんです。今現在はこういう形ですよ。今現在もこういう形でバランスとして回っているわけすけれども、この強弱を変えていこうとしているわけですから、その強弱が出るように大きさを変えていけば。

土山委員 今おっしゃられたとおりで、例えば多様な活動主体との連携の赤いフニフニとなっている線が本当はもっと充実したものに、太いものに、あるいはいろんな主体とつながるものになっていく方向性を目指すとか、多様な活動主体そのものがもっと府域の中でどんどん増えていくようにしていくとか、国と府との関係をけんかもできるぐらいきちんととした対等な関係にしていくとか。

上村委員 国の丸だとか府の丸をもうちょっと逆に小さくして、概念として考えますときに要は強弱をつけていくということが大事なのかな。重層的なところはそれでいいと思いますので、こういった重層的なところを押さえつつ、国の役目がもうちょっと小さい丸になったり、逆に府の丸がもうちょっと大きくなったりというふうな、そういうところの中で強弱をつければわかりやすいと思います。

太田委員 日々小さな町で同じことをしているんですよ。住民の人たちに、お金がない、それをどう説明してどう協力してもらうか、その繰り返しです。この部分は町がします、この部分は助けてね、その対話で政策が作られていくということで、それを大きくしたような形ですね。

土山委員 これまでこうやっていたものを今この状態でどうしていこうかということ自体がやっぱり新しい関係性を作っていくというプロセス、大きく言えばその部分なのかなと思いますし、逆に言えば、税金でどこまで支えるのだ。それは言いかえればどこまでが行政の役割なんだということを確認していっているということですね。難しいんですけども、すみません、どうしても抽象的な言い方になってしまって。

高木座長 せっかくの試みですから、文字だけの条例ではなくて、ちゃんと絵がついているという。

佐藤委員 絵つきの前文というのもいいですね。これを文章にしたらという意味で言ったんですけどもね。

高嶋政策企画部長 どちらにしろ府民の皆様に議論していただくのに、そういう資料は絶対要りますので、こういうイメージを考えているのだということはぜひ参考にさせていただきたいと思います。

高木座長 それでは、大分時間も過ぎてまいりましたので、残り30分ほどで締めなくてはいけないのですが、事務局のほうから補足説明すべきことはござりますか。

高嶋政策企画部長 担当部長として何か府の思いを述べんといかんと思いますので。

まず一つは、上村委員から、今我々地方分権、地方分権と言っていますすけれども、そういう国にものを申していくときに決意表明をしっかりとあらわすことが大事じゃないかという激励をしていただいたのだろうと思います。我々地方分権と言っておりますのは、住民に密着した政策、施策のはずなのに、国がやっておられるためによく見えない。例えば

議会の監視、あるいは住民監査請求をしようと思ったって手段もない。逆に国のはうから住民の皆さんがあなたが見えているかといつたら、非常にいろいろ日本国の中で地域間で特色があつたり、言葉はよくないですけれども格差があつたりしているのに、あるいは地域の特色がありますよね。温かい、寒いから、そういうことに対してどうも一律的にやられる。あとは交付税を渡すからそれで都道府県で調整しなさい。そういうシステムはおかしいのではないかでしょうか。太田委員は2万4,000町民のことを顔もよく御存じだし、その範囲内で動き回っておられるわけですね。要するにそこに住んでおられる皆さん方に着目をして、その中でしっかりと支えていくということをやっておられるのだろうと思います。人というのは地域で閉じ込めるということはあり得ないわけで、住んでいる地域はたまたまなのでありますし、いろいろ仕事もありますし、学問もありますし、旅行もありますし、いろいろ動かれます。そこに対して広域的なもの、あるいはスケールメリットのあるものがある。そういうところにさらに広いセーフティーネットをどうやってかけていくか、市町村と二重の網といいますか、一緒になってやっていく、そういうふうに大分頭が整理されてきたな、私はありがたいなと思っております。それをどういう仕組みでやるかということについて大いにまた御意見いただいたらうれしいなと思っております。

上村委員 今のことに対して一つだけ。そのとおりで、確かに今回は例の大戸川ダムのことなんかも、今おっしゃったようにもう少し地方がいろんな多面的な状況の中で意思決定していく、国の縦割りのところではなくてというのは非常によく分かりますし、そういった意味でもこういった条例の必要性というのは非常に強く感じています。それはしっかりとそのとおりでそうなんです。ただ、反面一つだけ、これは今日のテーマと違うかもしれませんけれども、一つ頭に入れておかなければいけませんのは、今地方分権を言うときに、片一方で非常に財政規律派の方がおられます。国の財政規律の方からいきますと、そういった地方分権の流れを逆にうまく逆手にとる形で、受益と負担の関係をきっちりしていこう。ある程度財政調整をなくして、そこそこみんなそれぞれ自立、自立というのも本当の意味での受益と負担による自立に持っていく。かなり小さな政府にしてスリム化して財政規律していくながら、そういうふうに一挙に持っていくという大きな流れも一つあるんですね。ですから、地方分権という一つの自己決定していくということ自体は非常に大事なことではあるけれども、そのこと自体がそっちのそういう流れの中でざっと持っていたときに、本当にこの京都府にとって、地方にとってそれが本当に得策かどうかというのもう一度よく考えておかないと、今本当に受益と負担の関係を明らかにしたときにやつておける都道府県は非常に少ないと私は思いますので、今まで大きな財政調整の中でしかなかなか、そのところが片づかないと、片一方だけ強調するとちょっと逆手にとられたりするところがあるのが何となく私が危惧するところです。

高嶋政策企画部長 おっしゃるとおり三位一体改革で非常に苦い水を飲みましたので、町長さんも言っておられるように、厳しかったですね。

上村委員 結果として非常に減りましたね。

太田委員 それがそのままずっと行くのならいいですけれども、途中でこういう羽目じやないけど、ガタガタとくると、みんなの気持ちも今まで引き締まっていたのがまたわあつとなってしまって、また一からやり直しみたいなことで。ないならないで覚悟しますけれども。

高嶋政策企画部長 そういう意味で、今年ちょうど地方分権改革推進法の最終年でありまして、3次提言が秋ぐらいに出てきます。そこでともかく税財源の移譲ということがどれだけ本気で出てくるか、それから国の地方機関の改革ですね。事務を我々がやるという以上は覚悟をきっちりしてやらなければいけませんけれども、それに伴う税財源の問題が一緒にどれだけきっちり勧告されるか、これが正念場だと思っております。

上村委員 そうですね。ですから本当に議論の中で今と同じような財政調整と交付税、補助金の中で、権利だけをというのではなくなかなかすまなくて、それなら自分たちで生きていきなさいというような、そういうふうに一挙に流れてきたのでは、正論がかえって何かあまりいい結果を生まない、怖いなというのがちょっとあります。

高嶋政策企画部長 結局制度維持というのか枠組み論ばかりで、結局住んでいる皆さん方が温かくなったのか、そういう感覚ですね。幸福感というか、満足感というか。

上村委員 そうですね、自己決定できてもお金がないとね。

高嶋政策企画部長 我々が制度を整えても、住民の皆さんがそういう気持ちになつていただかなければということなんです。

上村委員 正論だけではいけないということですね。

高嶋政策企画部長 おっしゃるとおりでございます。それは肝に銘じて。

上村委員 これは作っておかないといけないと思いますけれども。

佐藤委員 どっちにコミットメントもしていないような抽象的なものを書くということでしょうね。

上村委員 今の段階ではね。

高木座長 初期には格差是正の視点というのをここに述べていたのを、和と共生にまた書きかえたということがございましたですね。

いろいろ御意見もあろうかと思いますが、ほぼ基本理念等については論すべきことは論じたということでしょうか。あとはもう少し具体案を詰めて、少し条例らしい形にした段階でもう一度お集まりいただきて確認をするということになろうかと思いますが、当面のスケジュールと先ほど冒頭に紹介がありました府民の参画と意見交換を進める取り組みについて、どのように用意されているかということでちょっと御説明いただけますでしょうか。

内藤企画総務課長 その前に、資料の4として、これも今まで議論いただいた中身ではあるんですけども、条例の必要性ということで整理をさせていただいたペーパーがありますので、ちょっとごらんいただきたいと思います。これも委員の皆さんからいただいた御意見を特にこういう形で整理したという明確な根拠等がないままに列挙させていたいたものでありますけれども、これから条例を策定していく、あるいは条例の段階で行政としての説明責任といいますか、府民に対する理解の促進という観点から、必要性というのが一番重要な意味を持ってくるかな考えておりまして、もう少し御議論いただけるのであればお願いしたいなと思っておりまして、一応ここには5点ぐらい書かせていただいている。一つ目は、地方分権の進展ということの中で、自治体の自主・自立的な行政運営をこの際基本条例で明確にしておくのが必要であるという観点であります。二つ目は、地域の特性に応じた地方自治を進めるために特徴とか地域性といったものを基本条例の中へうたい込んでいくということであります。三つ目は、住民の参画とか協働の観点から、

民間活動団体とのあり方とか、それから府民と府のあり方を条例として示す必要があるのではないかという視点であります。四つ目は、実効性を高めるためにいろんな、これまでもやってきたわけでございますけれども、手続とかそういう取り組みをいま一度見直して、それを条例として再整理する必要があるのではないかということであります。五つ目は、議会との関係で、議会と知事との間で議決したという最終の意思決定の手続を踏まえておく必要があるのではないか。ざつとこういった意見を今までお出しいただいたのではないかと思っているんですけれども、もう少し整理したほうがいいのか、あるいは新たな項目があるのかないのか、そういうあたりで御意見をいただきたいなと思っておったところです。

高木座長 必要性については前回の議論でほぼ合意が得られたかと理解しております、特に加える必要もなかろうということではなかったかと思いますが、確認の意味で、もちろん初期には不要論というのはかなり根強かったんですけども、議論を積み重ねていきますと、やはり必要性はあるということであったかと思いますけれども、いかがでしょうか。むしろ前回の議論で、必要性はあるし意義はあるんだけれども、効果のほうはどうもやってみないとわからないという御指摘ですね。

太田委員 大勢の方に理解してもらおうと思うと、一々言葉で説明するよりきちっと明確にしておいたほうが理解がしやすいと思いますね。

佐藤委員 議論の出発点か議論のコアか、そんなものとして必要性があるという話ですよね。条例の実効性まで求めると変なものを作りかねないなという気もするんですけどもね。

土山委員 私たちの間で必要だねと固まってきたのは今座長がおっしゃられるとおりで、今おまとめいただいたと思いますけれども、これからいろんな方に御説明したりする機会があれば、これが共通認識だよねということでは確認していくって。

丘委員 特に社会が危機に瀕したときにやっぱり必要性はものすごく高まってくるのと違いますかね。

高木座長 あとは具体的に意見交換をする場でどういう資料を用意し、どういうふうに説明をするか、そちらのほうが問題になってくるのではないかと思いますが。

佐藤委員 土山委員の模式図でいきますか。

高木座長 私は法律家なので条文の形になったもので議論するというのに慣れているわけですが、それは恐らく普通の世界では通用しないわけですよね。

土山委員 この情報がここに当たるのだみたいなところはあるかもしれませんね。

高木座長 簡条書方式の何とかであるというものの資料はよく役所の資料にはあるんですけども、それもこういう分かりやすいものの説明としてついているほうがいいということかもしれませんね。

上村委員 分かりやすさと、ぜひやっぱりこのことによって今よりもよくなるのだというような、そういう一つの空気を醸成させていくということが非常に大事なことだと思いますね。

佐藤委員 必要性というのはそういうことでしょうね。

土山委員 そうですね。何を目指すのか、どういうことが大事か。

上村委員 今の現実、だから何がどうなるという問題ではなくて、これから社会なり

国家なりの統治のやり方を変えていくときに、これは作っておかなくてはねということだと思いますので、ぱっと知らない人が聞いたときには、非常にある意味分かりにくいし、抽象的だし、何がどう変わるのということになると思うんですね。しかし、ぱっと聞いたときに、でも少なくとも今よりはよくなるんだよね、もっと住みやすくなつて、そして自分たちのサイズというか、自分たちの地域の特性だとか事情だとか、そういういたものをもつともっと踏まえながらいろんなことが出発点だけではなく決めていける、いい社会になるのだ、そういう大きなムードをうまく啓蒙、醸成していく必要があると思いますね。まずいいことなんだということで、あんまりおためごかしに言ってもかえって嫌がるかもしれませんけれども。

佐藤委員 そうしないと人はうんと言ってくれませんものね、なんでこんなことしてるねんという話になつたら。

上村委員 それはやっぱり分かりにくいし、抽象的だし、何が具体的にどう変わると、別に何も言えないわけだと思うんですよね。

佐藤委員 あなたがやっていることがやりやすくなりますよねとか、そんな話を持つていったらいいのだと思いますけれども。

高木座長 府は頼りがいのある存在であるということを示す。

上村委員 この言い方が非常によくね。

佐藤委員 国が引こうとしているのは明らかですから、ここは頑張って府がやるよというための条例だと言いつければいいんだと思いますけれどもね。

上村委員 そうですね。

高嶋政策企画部長 そこは自治基本条例になるのか行政基本条例になるのかというところで多少書きぶりも変わってくるとは思いますけれども。

佐藤委員 それは基本的には自治基本条例で行こうかという方向で議論してきたと思いますけれどもね。

高嶋政策企画部長 今のところ議論はあんまり進んでおりませんけれども、私どもの議会のほうでも研究はされておりますので、そこは十分議会ともすり合わせていくというか、神奈川なんかは議会は議会、自治基本条例は自治基本条例として踏み出されたんすけれども、議会の条例だけ先に通りまして、自治基本条例のほうは後追いで通ったんです。

高木座長 神奈川のほうは前文のところで、神奈川県はこれまで先進県であったことをうたわれているわけで、先駆的な施策を展開してきたと、いかにも神奈川らしいスタンスで書かれているんですね。どちらかというと京都府は余り目立たない、黙ってやるべきことはやるというのをモットーとしてきた府政だと私は思っているのですが、今回はそこから半歩踏み出すという感じでしょうかね。それは確かに担当セクションが政策法務課ではなくて企画のほうであるということが一つ象徴的なわけですね。ある程度夢を語って、それにあわせていろんなプログラムをやっていくというセクションの特性があると思いますね。

上村委員 今知事も全国知事会の地方分権の委員長で最先端に立っておられるわけですし、ぜひその前文のところで神奈川以上に先駆的な施策をしていくのも。

高嶋政策企画部長 神奈川は余り地域の特色とか風土とかいうことは全く触れておられないんですね。

佐藤委員 京都は言えるものがいっぱいありますから。

高木座長 それでは、残り説明することがございましたら。

内藤企画総務課長 これからスケジュールということで、資料の5になりますけれども、御覧いただけますでしょうか。本日こういう形で御意見をいただきましたので、今後専門部会という形で、座長、副座長、土山先生あたりにコアになっていただきまして、具体的な中身をもう少し詰めてみたいというふうに思っております。ただ、いろんな御意見もお伺いする必要がございますので、その都度委員の皆さんにも御意見をいただきたいというふうには思っておるところであります。それをもちまして、条例のあり方の中間報告案みたいなものをあらかた作っていきたいなと考えております。それを6月下旬に開催予定しております第6回の委員会で報告をさせていただきまして、確認をいただきたいというふうに思っております。中間報告につきましては、6月以降に開催されます府議会の総務常任委員会のほうでも報告させていただきまして、また議会のほうとも調整をしていきたいと考えております。

また、7月の中下旬から、府民の皆さんから自由闊達な御意見をお伺いしたいと思っておりまして、府民交流会という形で開催していきたいと考えております。これにつきましては、別途明日のビジョン懇話会という形で長期ビジョンの策定準備を進めているわけでございますけれども、そちらのほうと合同で進めていきたいと考えております。資料の6を御覧いただきたいのですが、時期は7月の中下旬、開催場所は広域振興局が4つございますので、そこで1回ずつ行いますと京都市内で1回ということで、合わせて5回程度というふうに考えております。形式は、府民との対話を促進するという意味で、余り形式ばったものではなくて、いわゆるタウンミーティング方式みたいなものを今のところ想定をさせていただいております。また、この府民交流会のほうにパネリストといいますか、出席者ということで委員の皆様にぜひとも御参画をいただきたいと思っておりますので、また具体的な日程調整については事務局のほうから御依頼をしたいと思っております。

これが大体7月から8月にかけてということになるかと思っておりまして、その後は資料5に戻りますけれども、大体9月を目途に条例のあり方の報告書みたいなものをまとめていきまして、これもまた9月議会に報告をしていきたいと考えておりますので、その前の段階でもう一回条例の検討委員会をお願いしたいというふうに考えております。

当面秋までのスケジュールはこういった形で今考えておりますので、また御意見をいただければと思います。

高木座長 ありがとうございました。それでは今御説明ございましたように、皆様からいただいた御意見を踏まえて、具体化する段階に入ります。ともかく条例の形にしなくてはいけないということですので、少しの間は専門部会のほうで作業をさせていただくということです。

土山委員 ちょっとよろしいでしょうか。そのときにやはりたたき台になるものというのはすごく重要なと思いますので、ここにも書いていただいていますように、実際に活動されている府民の方や京都圏の文化をよく御存じの方、また市町村の方とかいろいろおられますので、ぜひそういった方々にも専門部会のところで積極的に御意見をいただいて作っていくというほうが恐らく、少人数で実質的な議論を限られたところですというふうな評価をいただくとそれは非常に意図せざる評価になってしまふうと思いますので、ぜひ開

かれた、専門部会にはなりますけれども、そこを生かしていただきたいと思います。

高木座長 ゲストの方をお迎えして、それぞれのパートごとに御意見を伺うというふうにしたいと思っております。もちろんとりあえずまとめるということで、中間報告の段階でかなり修正提案をいただくようなことになろうかと思いますので、ともかく議論を前に進めるために少しやり方を変えるということでございますので、御了承いただければと思います。

それでは、非常に忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。不手際で進行がぎくしゃくいたしましたけれども、これで本日第5回の会議を閉めさせていただきます。どうもありがとうございました。